平成２２年（フ）第２７号
大分県佐伯市上浦大字最勝海浦1441番地
債務者　神野　絵美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第４００号
宮崎県西都市大字南方2510番地　市営島内住宅８－２号
債務者　坂本　友子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６５号
宮崎県小林市細野3028番地５　城山高台荘201号
債務者　下別府　誠
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９８号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2918番地52
債務者　小川　美聡
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０４号
宮崎県日向市鶴町３丁目100番地原マンション201号、住民票上の住所宮崎県日向市大字幸脇1251番地４
債務者　有川加代子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１１号
宮崎県延岡市北浦町古江2383番地４、住民票上の住所宮崎県延岡市北浦町古江2358番地１
債務者　河野　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１９号
宮崎県日向市大字財光寺6527番地65
債務者　甲斐　服江
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２２号
宮崎県日向市大字財光寺912番地
債務者　水筑　文子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４９０号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目12番20号セジュールＳＯ－Ｂ棟103号
債務者　中薗　一晃
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８２号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目31番２号
債務者　上園　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目31番２号
債務者　上園　里美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
鹿児島県姶良市加治木町反土2699番地３
債務者　山口　奈々
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
鹿児島県姶良市加治木町反土2699番地３
債務者　山口　格朗
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
鹿児島県姶良市平松5186番地３
債務者　戸田　辰頼
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
鹿児島県霧島市隼人町見次810番地22　中原住宅Ｄ棟
債務者　篠原　克彦
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森2785番地１　空港南タウン県営１号棟102号
債務者　有村　利弘
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森2785番地１　空港南タウン県営１号棟102号
債務者　有村　民枝
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
鹿児島県霧島市隼人町見次1150番地　サンファミール101
債務者　山﨑　功司
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係